

## 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」と検討会論点等の整理表

第2回検討会までに指摘された主な論点

防災対策推進検討会議 最終報告

被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理

第2回検討会までに検討された主な論点 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
<p>1. 災害時要援護者への情報伝達体制の整備</p> <p>避難の情報さえ入手できれば自力で避難ができる災害時要援護者もいるため、確実に情報伝達の支援をできるように体制作り等も含めて配慮すべきではないか。</p> <p>災害時要援護者の避難の円滑化のため、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援体制を整備すべきである。また、各地域で避難のシミュレーションの実施を</p>	<p>災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容</p> <p>P3(2) 消防団や自主防災組織、福祉関係者等の間の情報伝達体制の整備 市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者(班)を明確にすること。消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備すること。発災時は福祉関係者と連携しつつ、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。 また、福祉関係者との連携に関し、市町村は、各種協議会等を通じ、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者と災害時要援護者支援班との連携を深めること。市町村は、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するとともに、国は、福祉関係者が必要な防災研修や訓練を受講する仕組みについて検討すること。発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用すること。 民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者は、ケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業を通じて、要援護者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握すること。また、市町村の災害時要援護者支援班との連携を深めること。発災時は、災害時要援護者支援班、消防団、自主防災組織等と密に情報交換するとともに、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。</p>
<p>同じ障害であっても、その人が必要とするコミュニケーションの支援方法は様々であるため、あらかじめ個人にどんな支援が必要かという情報を把握した上で、情報支援の体制を構築することが必要ではないか。</p> <p>情報を得る手段ではなく、生き抜く力が一番重要である。ふだんから自分の住んでいる、活動する地域にどんな災害があるのか、災害が起こった時にどこに避難すればよいか災害時要援護者自身が知っておくこと、そして誰に指示されるのではなく、いち早く安全な場所に自分から避難する、行動力が必要ではないか。</p>	<p>P4(2) 多様な手段の活用による通信の確保 風水害時等における要援護者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関等との連携を図るため、要援護者を支援するための専用の通信手段の構築やインターネット(電子メール、携帯メール等)、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービス(携帯電話を使用した安否確認サービス)、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用すること。 また、避難支援のための通信の確保に当たっては、連絡を取り合う人や関係機関等が誰であるか、連絡内容はどのようなものか等を検討し、適切な通信手段を選択すること。そのため、どのような通信手段でどのように連絡を取り合うのか等を、平常時から確認し合うこと。 さらに、市町村、福祉関係者等は、要援護者の特性を踏まえつつ、要援護者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めること。</p>
<p>避難場所までの距離、避難行動に要する時間を考慮して、災害時要援護者の早めの避難の実践が必要ではないか。</p>	<p>P4(1) 避難準備情報の発令 市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、風水害時等における避難準備情報等の判断基準(具体的な考え方)を事前に定めた上、災害時に発令すること。また、これまで、「自主避難の呼び掛け」、「避難注意情報」等、地域ごとに様々な情報が発出されていたが、今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、避難準備情報に標準化するとともに、国、都道府県、市町村等は、その周知徹底に努めること。</p> <p>P12(1) 防災に強いまちづくり 市町村や消防団、自主防災組織は、病院、福祉サービス提供施設、近隣ビルの高所等の一時的な避難場所への活用も促進し、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めること。</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
<p>2. 避難支援の実効性を高めるための災害時要援護者名簿の作成と活用</p> <p>リードタイムのある災害とリードタイムのあまりない災害の二つにわけ、対応を考えるべきではないか。</p> <p>災害時要援護者名簿は、発災時の避難支援と、安否確認やその後の救援・支援がなされないことで、助かった命が見過ごされて失われることのないようにするための、両方の役割が必要ではないか。</p> <p>災害時要援護者名簿は作成するだけでなく、災害時要援護者の命を救うため、作成した名簿が活用されるようにすることが重要ではないか。</p> <p>災害時要援護者の避難支援の基盤となる災害時要援護者名簿の作成・活用は、災害時要援護者の命に関わることから、災害時要援護者名簿の作成等を法に義務付けるべきではないか。</p> <p>国で詳細まで一律に定めることで、先進自治体のこれまでの取組を妨げることのないようにすべきではないか。</p> <p>災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付けるべきである。</p> <p>予め、地方公共団体において、災害時要援護者名簿を作成しておく必要があり、そのことを法的に義務づけ</p>	<p>災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容</p> <p>P1 はじめに 本ガイドラインに沿った取組は、災害の態様に応じて支援の内容は異なり得るものの、基本的な枠組みはあらゆる災害に対して活用できるものであると考える。そのため、想定される災害等、各地域の実情に合わせて進めていくことが効果的である。加えて、国、都道府県、市町村をはじめ関係機関等は、要援護者の避難支援の担当部・課等を明確にする必要がある。 今後、国、都道府県、市町村をはじめ関係機関等は、本ガイドラインの趣旨を十分理解して避難支援体制の整備に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>P6 2-1 要援護者情報の収集・共有方式 避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要援護者情報の収集・共有が不可欠である。</p>
<p>災害時要援護者名簿を作成するためには、特定された利用の目的以外の目的であっても、必要な情報を内部で共有できることが必要ではないか。</p>	<p>P6(1) 関係機関共有方式 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等間で共有する方式。</p> <p>P6(2) 手上げ方式 要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。</p> <p>P6(3) 同意方式 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。 要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい。</p> <p>P7(2) 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の方向性 ①関係機関共有方式の積極的活用 市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的などころも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考しつつ、積極的に取り込むこと。</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
<p>災害時要援護者と避難支援者の両方の命を守るとともに、避難支援に実効性をもたせるためには、地域実情や避難支援者の支援能力等を考慮して、最優先に避難支援をする対象者と発災後に安否確認をする対象者に分けるなど、支援を要する災害時要援護者の優先順位をつけることが必要ではないか。</p>	<p>P1 はじめに 自助・共助による必要な支援が受けられない要援護者を早急に特定し、重点的に進める必要がある。</p> <p>P7(1)対象者の考え方 一般に、高齢者、障害者等については、避難支援が不要な者も相当数含まれている。また、ハザードマップの活用により、例えば風水害時の避難を要する者の特定も可能となる。そのため、要援護者情報の収集・共有に向けた取組を進めるに当たっては、対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要援護者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めること。</p>
<p>避難支援の実効性を高めるためには、災害時要援護者名簿に記載する情報の中に、人名や住所だけでなく、障害種別等を記載すべきではないか。また更新を行っていくことも必要ではないか。</p>	<p>P1 はじめに 要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要である。</p> <p>P11(3)個別計画の更新・管理等 市町村は、適宜訓練や確認作業を実施するとともに、関係機関共有方式を活用しつつ、登録情報の更新を行うこと。また、各種災害や避難についての要援護者・避難支援者の理解を深める取組を進めること。 社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携しつつ、登録情報の更新、避難訓練への参加、要援護者等の理解促進を進めること。</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
3. 災害時要援護者名簿の避難支援者への提供と災害時要援護者の同意	
<p>災害時要援護者名簿の提供先については、活動実態を踏まえて選定し、支援が有効に行われることが重要ではないか。</p>	<p>P10(2)避難支援者の定め方          難行動要支援者について、市町村は、関係機関(消防団員、警察の救援機関を含む。)、自主防災組織、近隣組織、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等の様々な機関等と連携を図り、避難支援者の特定を進めること。          なお、避難支援者等は要援護者との信頼関係の醸成に努めること。</p>
<p>リードタイムのあまりない災害に対応するためには、同意の取れた災害時要援護者名簿の情報を避難支援者に予め渡しておく必要があるのではないか。</p>	
<p>個人情報保護の観点から、全ての災害時要援護者名簿を渡すのではなく、地域で避難支援を行うために必要な災害時要援護者名簿のみを発災前から渡すべきではないか。</p>	
<p>災害時要援護者名簿の情報を平時から提供することについて、条例に特別の定めがある場合を除き、災害時要援護者から同意を取るべきではないか。</p>	<p>P7(2)関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の方向性          ①関係機関共有方式の積極的活用          市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的なところも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考しつつ、積極的に取り込むこと。</p>
<p>災害時要援護者が災害時要援護者名簿への登載に同意するなど、災害時要援護者の協力も必要ではないか。</p>	<p>その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。          なお、同意を得ることが困難な要援護者については、例えば、災害時における固有情報の目的外利用・第三者提供を一切拒否していることや、特定の者・団体に対する情報提供を拒否していることについての登録制度を設けておくことも検討すること。</p>
<p>災害時要援護者から同意を円滑に取るためにも、避難支援者に情報を提供するに際しては、情報管理の担保が必要ではないか。</p>	<p>②関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の進め方          市町村は、要援護者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により対象とする要援護者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。</p>
<p>障害者団体等とも連携するなど、平時において災害時要援護者の同意の取り方を工夫するなどの方法が必要ではないか。</p>	<p>ただし、昔からの人のつながりによりあらかじめ十分な情報を有している場合や、福祉関係部局や民生委員等が利用目的の範囲内で保有情報を活用できる場合、同意方式のみにより(手上げ方式との複合も含む。)取り組むことも効果的である。</p>
<p>災害が発生又は発生するおそれがある場合には、災害時要援護者の命や身体の保護のためには、災害時要援護者の同意の有無に関わらず、避難支援者等に対して災害時要援護者名簿を提供すべきではないか。</p>	<p>いずれにしても、別添資料中の取組事例も参考にしながら関係機関共有方式や同意方式を積極的に活用しつつ、市町村を中心に要援護者情報の収集・共有を図っていくことが重要である。</p>
<p>災害時要援護者名簿への対応が進まない要因として、個人情報保護法制が挙げられることが多いため、個人情報保護法制との関係も整理すべきである。</p>	
<p>災害時要援護者名簿を実際に機能させるためには、具体的な仕組みや運用の仕方を地方自治体が検討する過程において、災害時要援護者の意見も十分に聞くことが必要ではないか。</p>	<p>P10(1)全体イメージ          個別計画は、共有した要援護者情報を基に作成すること。その際、要援護者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法について確認しておくこと。そして、個別計画は、要援護者本人とともに、避難支援者、要援護者本人が同意した者(消防団員・警察等の救援機関、自主防災組織等)に配布すること。</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
4. 避難支援	
<p>災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、災害時要援護者名簿の作成後も、災害時要援護者自身と避難支援の方法や避難経路の確認の打合せを入念に行っていくべきではないか。</p> <p>障害団体や災害ボランティアセンター等が災害時要援護者の避難支援や安否確認、避難後の支援を行うことができるよう、個人情報保護法制との関係も整理すべきではないか。</p>	<p>P11(4)個別計画の活用 発災時、市町村は、消防団、自主防災組織、福祉関係者等と連携しつつ、個別計画を活用し、避難準備情報等を要援護者及び避難支援者にまで確実に伝えること。また、避難所等での安否確認や避難所生活の支援に活用すること。平常時、市町村等は、避難支援体制の整備に向けた取組に活用するとともに、ハザードマップ、避難場所等を地図情報(GISを含む。)と組合せ、現状と課題を視覚的に把握することが効果的なことにも留意すること。災害時に限られた人員を効果的に投入し、戦略的な避難支援を実施できるように整理しておくこと。</p> <p>P12(1)防災に強いまちづくり 市町村や消防団、自主防災組は、病院、福祉サービス提供施設、近隣ビルの高所等の一時的な避難場所への活用も促進し、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めること。</p>
<p>避難支援者が災害時要援護者の避難支援を行うにあたって、避難支援者の責任の範囲をガイドラインに示すべきではないか。</p>	
<p>災害時要援護者一人に対し一人の避難支援者が全責任を負うということは負担が大きすぎるのではないか。複数の者が協力して、一人の者を支援していくようにすべきではないか。</p>	<p>P1 はじめに 一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画(以下「避難支援プラン」と称する。)を策定しておくことが必要である。</p> <p>P3(2)消防団や自主防災組織、福祉関係者等の間の情報伝達体制の整備 消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備すること。</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
<p>5. 自助・共助・平時からの地域づくり</p> <p>災害時要援護者対策は発災前から避難後の生活まで幅広く、各段階で災害時要援護者が排除されない仕組み作りが必要ではないか。</p>	<p>P12(1) 防災に強いまちづくり 市町村は、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくができる環境づくりに努めること。</p> <p>P15(3) 避難所における要援護者支援への理解促進 大規模災害時、避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要援護者全員に対する機会や平等性や公平性だけを重視するのではなく、災害医療におけるトリアージのような発想を参考にしつつ、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応すること。その際、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応すること。 そのため、平常時から市町村の災害時要援護者支援班、避難所の施設管理者、避難所の要援護者班は、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法について確認しておくこと。災害時において、避難所の責任者は、避難所の要援護者支援班の意見を十分踏まえた上で、適切に対応していくとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めておくこと。</p>
<p>地域の集まりや防災訓練を通して、社会的に孤立しがちな者や災害時要援護者が地域住民と顔見知りになり、いざというときの関係を築くことや、災害時要援護者自身の防災意識を高めることが必要ではないか。</p>	<p>P1 はじめに 要援護者の避難支援は自助・地域(近隣)の共助を基本とし(中略)、避難支援体制の整備を進めるに当たっては、要援護者自らの積極的な取組が不可欠である。</p>
<p>災害時に地域の実情やケースの状況に応じた支援を実効するためには、日頃から地区活動等を通じて、避難支援者が災害時要援護者との関わりを持つことを強化すべきではないか。</p> <p>避難は自助・共助が基本であり、地域住民や自主防災組織、民生委員、消防団等の地域の力が必要となることから、地域の防災に対する意識を高めるために、災害時要援護者対策の普及啓発とそれにかかるマンパワーが必要ではないか。</p> <p>地域の防災力の向上とともに、災害時要援護者とふだんから濃密な付き合いのある福祉関係者が、災害時要援護者の避難支援に携われるよう、福祉関係者との連携を、より進めていくべきではないか。</p> <p>リードタイムのない災害においては、避難を拒否する災害時要援護者の説得に時間をかけるべきではないのではないか。</p> <p>地域で避難支援者間の連携等のルールを予め取決めておくことが必要ではないか。</p> <p>日頃から要援護者のケアを担当している社会福祉事業者の担当者が、避難支援や家具固定などに携われ</p>	<p>P10(2) 避難支援者の定め方 市町村は、自助、地域(近隣)の共助の順で避難支援者を定め、地域防災力を高めること。 また、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、保健所、消防署、病院など関係する機関と連携し、避難支援者とともに、病院等への搬送などの避難計画を具体化しておくこと。 さらに、避難行動要支援者について、市町村は、関係機関(消防団員、警察の救援機関を含む。)、自主防災組織、近隣組織、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等の様々な機関等と連携を図り、避難支援者の特定を進めること。 なお、避難支援者等は要援護者との信頼関係の醸成に努めること。</p> <p>P12(1) 防災に強いまちづくり 市町村は、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくができる環境づくりに努めること。 市町村は、集中豪雨時等の業務・体制の見直しや、部局・職種を問わない職員配置等を進めることにより、要援護者の避難支援に強い組織づくりに取り組むこと。また、防災訓練等を通じ、自主防災組織等の区域と消防、警察等の管轄区域等の差異を踏まえつつ、情報伝達、避難支援等についての連携を高めること。</p> <p>P13(2) 避難支援プランについての理解促進 要援護者情報の収集・共有や避難支援プランの策定についての理解を深めるため、国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組を進めること。特に市町村は、地域住民全体に対し、繰り返し説明する機会を設けるとともに、民生委員、自主防災組織等の関係者に対し、避難支援プランの管理方法についての指導・研修も実施することにより、要援護者等の信頼を高めること。国は、先進的な取組事例の把握・収集に努め、様々な機会を活用し、積極的に奨励していくこと。 民生委員や福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者は、これらの研修等に積極的に参加するとともに、要援護者の理解促進に努めること。また、自主防災組織や民生委員等は、任期終了等の際にきめ細かい引継を行い、避難支援プランや避難支援体制の継続に努めること。</p> <p>P17(1) 福祉サービス提供者等との連携 市町村の福祉関係部局及び防災関係部局は、福祉サービス提供者連絡を密に取り、積極的に支援していくこと。また、発災時において、市町村の災害時要援護者支援班は、避難支援プランと、福祉サービス提供者等が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難所の避難者名簿等とを照らしつつ、要援護者の「抜け、漏れ、落ち」もフォローする</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
<p>6. 避難後の災害時要援護者支援</p> <p>避難所に行くことができず、在宅で応急期の生活を送っていたため、発見が遅れ、支援を受けられないまま取り残されることがないよう、安王確認を適切に行うべきではないか。</p> <p>避難所の運営にあたっては、災害時要援護者の意見も反映されるように考慮すべきではないか。</p> <p>災害時要援護者のニーズを把握するために、避難所に災害時要援護者の支援窓口を設置すべきではない</p> <p>被災者のニーズの変化に対応できるよう意向把握を実施したり、声を出しにくい被災者の意見を集約できるよう相談スペースを設けることなどが必要である。</p> <p>災害時要援護者に対しては、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整っている避難所を用意すべきである。</p>	<p>P14(1) 避難所における要援護者用窓口の設置 これまで避難所において、要援護者は必要な支援に関する相談等がしにくく、一方、避難所の責任者や市町村も、避難所における要援護者のニーズの把握や支援の実施が不十分となる傾向があった。 そのため、市町村の災害時要援護者支援班等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、各避難所に要援護者班(仮称)を設けること。災害時に、要援護者班は、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置すること。また、要援護者班は、避難支援プランと避難者名簿等を照らしつつ、未確認の要援護者を市町村、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めること。さらに、要援護者班は、避難所内・外の各要援護者が必要な支援等を積極的に把握すること。 なお、市町村の災害時要援護者支援班は、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、各避難所において要援護者班に従事する者の確保に努めること。</p>
<p>福祉避難所について、そもそも災害時要援護者に周知されていないのではないかと。適切に周知する必要がある</p> <p>福祉避難所の運営のためにはマンパワーが必要であるが、被災地では確保が難しいことから、広域での応援体制が必要ではないか。</p> <p>平時から福祉避難所となる福祉施設等を決めておき、施設間の人材応援の仕組みを構築すべきである。被災直後は、多くの高齢者や障がい者等の避難所への避難があることから、人材を避難所に投入し、迅速かつ適切に福祉避難所への移動を行うべきである。</p> <p>障害について十分に理解のある者がいる場所を本人・家族が希望する場合も多く、平時から、障害者支援施設、障害福祉サービスの事業所、作業所などを福祉避難所として確保しておく必要がある。</p>	<p>P16(2) 福祉避難所の設置・活用の促進 市町村は、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所への避難が必要な者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携の構築や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進めておくこと。 市町村は、必要に応じて福祉避難所を増設するとともに、生活相談職員等が不十分な場合、市町村、都道府県、国は、これらの者の広域的な応援を実施すること。また、要援護者の広域的な避難を実施する必要がある場合、都道府県や国は、福祉避難所に適した施設の確保を支援すること。 なお、福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用すること。また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」(仮称)として対応することも効果的であることにも留意すること。 さらに、市町村は、必要に応じて福祉避難所を増設するとともに、生活相談職員等が不十分な場合、市町村、都道府県、国は、これらの者の広域的な応援を実施すること。また、要援護者の広域的な避難を実施する必要がある場合、都道府県や国は、福祉避難所に適した施設の確保を支援すること。 併せて、市町村、都道府県は、福祉避難所となり得る施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)を取りまとめ周知を図り、要援護者が自分に合った避難所を選択できる状況となるよう努めること。</p>
<p>在宅避難をしている災害時要援護者への物資提供等の支援を提供するために、地域に密着した支援体制を作るべきではないか。</p> <p>障害を有していることなどにより、避難所にとどまることができず、電気、ガス、水道などのライフラインが止まる中、暑さや寒さの中で、食糧や情報も不足し、生命などが危険にさらされるという事態に追い込まれかねない。 こうした事態は、地方公共団体が、①災害時要援護者など在宅者の安否確認を行い、在宅者も含めた情報伝達のルールを定める②避難所に、支援物資が当該避難所のみならず地域全体に向けられたものであることを徹底する③在宅者が支援物資を受け取りにくることが困難な場合は、ボランティアや自衛隊</p> <p>在宅で応急期の生活を送る障害者等についても、食糧、情報、福祉サービスが届かず、生活が困窮することにならないよう、安否確認を適切に行い、問題が生じていけば適切に対応する必要がある。</p>	<p>P14(1) 避難所における要援護者用窓口の設置 要援護者班は、避難所内・外の各要援護者が必要な支援等を積極的に把握すること。</p> <p>P18(2) 要援護者避難支援連絡会議等とボランティアとの連絡 避難所等における要援護者の支援の充実を図るためには、保健師、看護師等の専門的な知見・技術を有する者と、ボランティアとの間での連携を高めることが重要となる。そのため、要援護者避難支援連絡会議等を通じ、市町村の災害時要援護者支援班、関係機関等、ボランティアセンター等の間で情報共有や支援活動の連携を図ること。</p>

第2回検討会までに検討された主な論、中央防災推進検討会議 最終報告 被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理	災害時要援護者の避難支援ガイドライン記載内容
<p>7. 大規模災害への対応</p> <p>災害時要援護者対策を十分に行うためには行政が機能しているかが重要であり、被災により行政機能そのものが低下したとき、バックアップの体制も必要ではないか。</p> <p>全体計画においては、地域資源である社会福祉施設が被災した時の支援や対応についても検討すべきではないか。</p>	<p>P15(2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請 大規模災害時において、被災市町村や避難所が状況把握や応援要請を実施することが困難となることが予想される場合、都道府県は、職員を被災市町村や避難所へ派遣・巡回させることが有効であることに留意する。</p> <p>P17(2) 福祉サービスの継続(BCP) 大規模災害時においては、福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者も被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となる。また、避難所等における要援護者への福祉サービスの提供のための介護職員の確保も重要となる。そのため、市町村は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入も活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と緊密な連携を図ること。 特に最近、大規模地震を中心に、災害による被害の軽減を図るため、行政・民間における業務継続(BCP)に向けた取組に重点が置かれている。その観点からも、被災市町村は、発災後も可能な限り速やかに介護認定審査会を開催するなど、新規認定や要介護度の変更等をはじめ介護保険制度関係業務の継続を図ること。</p> <p>P18(1) 保健師、看護師等の広域的な応援 被災市町村の災害時要援護者支援班は、避難所の要援護者班等を通じて要援護者の状況や保健師、看護師等の活動状況を把握し、広域的な応援が必要と判断される場合には、直ちに都道府県、国等に要請すること。また、被災市町村や避難所が状況把握や応援要請を実施することが困難であることが予想される場合、都道府県、国は現地本部の職員等を被災市町村や避難所へ派遣・巡回させることも有効であることに留意すること。そして、国、都道府県は、保健師、看護師等の広域的な応援に関し、速やかに調整を図ること。</p> <p>P18(2) 広域的に応援派遣された保健師、看護師等の効果的な活動 大規模災害時における要援護者への直接的な支援に関し、被災市町村等は、避難所に応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの者が効率的かつ効果的な活動が実施できるように、十分な調整を実施すること。</p> <p>P19(1) 要援護者避難支援連絡会議等の運営 大規模災害時、被災地には、関係機関等による広域的な応援も含め、様々な人的・物的資源が集結するため、積極的に情報共有を図り、効率的かつ効果的な支援活動を各関係機関等が実施することが重要となる。</p>